

令和7年度

大幸南地区・南北ペデストリアンデッキ  
における広告掲出事業(丸柱(バナー))  
(入札後資格確認型一般競争入札方式)

# 入札案内書



入札日：令和8年1月7日(水)午後3時00分

場所：名古屋市役所西庁舎12階 市長部局入札室

名古屋市

入札の前に必ずこの案内書をお読みください。

# 目次

◇ あらまし	P 2
◇ 入札説明書	P 4
第1 対象物件	P 4
第2 参加者の資格	P 4
第3 広告の掲出条件	P 5
第4 入札手続の流れ	P 7
第5 競争入札参加資格確認申請	P 8
第6 契約の締結	P 9
第7 広告掲出料（広告料及び貸付料）の納付	P 9
第8 契約保証金	P 9
第9 先着順受付け	P 10
第10 問合せ先	P 11
◇ 広告掲出に関する契約書（案）	P 12
◇ 妨害又は不当要求に対する届出義務	P 18
◇ 大幸南地区・南北ペデストリアンデッキにおける	
広告掲出事業（丸柱（バナー））仕様書	P 19
◇ 名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（抄）	P 21
◇ 名古屋市広告掲載要綱ほか	P 22
◇ 南北ペデストリアンデッキ位置図、掲出場所位置図、	
掲出概要図、掲出場所イメージ図	P 31
◇ 入札書	P 36
◇ 委任状	P 37
◇ 競争入札参加資格確認申請書	P 38
◇ 法人役員等に関する調書	P 39
◇ 事業計画書	P 41
◇ 普通財産借受申込書	P 43

# あらまし

大幸南地区・南北ペデストリアンデッキは、地下鉄・ガイドウェイバスナゴヤドーム前矢田駅等とカルポート東、バンテリンドーム ナゴヤ等を結ぶ快適な歩行者空間として整備されたものです。大幸南地区・南北ペデストリアンデッキにおける広告掲出事業（丸柱（バナー））は、デッキ通路の丸柱（バナー）を利用して、民間企業等の広告を掲出していただきます。

当事業は、入札後資格確認型一般競争入札方式により、広告料について予定価格（最低広告価格）以上で最も高い価格で入札された方に、丸柱（バナー）を貸与し広告を掲出していただきます。

入札参加を希望される方は、この案内書をよく読んでいただき、現地を確認された上、お申し込みください。

## 広告掲出までの流れ

入札案内書交付	令和7年12月10日（水）～令和8年1月6日（火）
入札	令和8年1月7日（水）午後3時00分から 入札会場：名古屋市役所 西庁舎12階 市長部局入札室
入札資格の審査	落札候補者の方は、名古屋市が定める期限までに競争入札参加資格確認申請書等を提出していただきます。
契約締結	契約書は、落札者名義になります。 当初の契約期間は、契約締結日から令和9年2月28日までとし、令和9年3月1日から2年を限度に1年を単位として更新できます（最大令和11年2月28日まで）。更新も含めた貸付期間終了後は、再度入札を行い、契約の相手方を決定する予定です。
広告料及び貸付料の納付	名古屋市の指示に従って広告掲出料（広告料及び貸付料）を納付していただきます。

（次のページ）

広告原稿の審査・承認

名古屋市の指示に従って広告原稿を提出していただきます。

広 告 掲 出

令和8年3月1日から令和9年2月28日まで

※ 名古屋市役所へお越しの際は、公共交通機関をご利用ください。

市バス 「市役所」停留所

地下鉄 名城線「名古屋城」駅

# 入札説明書

この入札に参加を希望される方は、法令、名古屋市の条例、規則、規程及びこの入札説明書によるとともに、必ず現地を確認した上で、お申し込みください。

なお、入札参加のために提出された書類等に記載された情報は、入札事務のみに使用します。

## 第1 対象物件

### 1 広告を掲出する施設の名称及び所在地

名称 大幸南地区・南北ペデストリアンデッキ  
所在地 名古屋市東区大幸南一丁目地内

### 2 掲出場所及び掲出広告の大きさ

掲出場所	面数	掲出広告の大きさ	備考
大幸南地区・南北ペデ ストリアンデッキの丸 柱(バナー)	180面	横600mm×縦800mm 以内	両面

### 3 広告料、貸付料

掲出場所	面数	予定価格 (最低広告価格)	貸付料 (定額)
大幸南地区・南北ペデ ストリアンデッキの丸 柱(バナー)	180面	月額 30,000円(税抜)	月額 77,760円

\* 位置図、掲出場所位置図、掲出概要図、掲出場所イメージ図(31~35頁)を参照してください。

## 第2 参加者の資格

- 1 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3に規定する者でないこと。
- 2 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- 3 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者(当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱(15財用第5号)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)を受けている者を除く。)又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- 4 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づく更生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格認

定を受けている者を除く。)でないこと。

- 5 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格認定を受けている者を除く。）でないこと。
- 6 入札公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間がない者であること。
- 7 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）又は商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合員が入札に参加しようとする者（官公需適格組合証明基準に適合しているとして中小企業庁の証明を受けた組合であって、特別の理由があり適當と認める場合を除く。）でないこと。
- 8 住宅都市局広告掲載基準第 2 (30~31 頁参照) に該当する規制業種又は事業者でないこと。
- 9 入札広告の日から落札決定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成 20 年 1 月 28 日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）（18 頁参照）及び名古屋市が行う公有財産の売払い・貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（令和 2 年 3 月 27 日付け 31 財資経第 294 号）に基づく排除措置の期間がない者であること。

#### ※ 暴力団関係事業者の排除について

名古屋市では、名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除措置として、愛知県警察との協議のうえ合意書を締結しており、市有地等の貸付契約についても、契約の相手方が排除対象事業者に該当するか否か、名古屋市から愛知県警察に照会します。また、契約締結後、排除措置対象法人等であることが判明し、愛知県警察本部より排除要請があった場合は、原則として契約を解除します。

なお、入札参加のために提出された書類等に記載された個人情報は、上記照会を含めた入札関連事務のみに使用し、その他の目的には一切使用しません。

### 第 3 広告の掲出条件

---

#### 1 掲出期間

令和 8 年 3 月 1 日から令和 9 年 2 月 28 日まで(1 年)

(広告の掲出準備に要する期間を含む。)

\* 2 年を限度（最大令和 11 年 2 月 28 日まで）に、1 年を単位として掲出期間を延長（契約を更新）することができます。

なお、更新する場合の広告料については、当初の広告料を基本とし、更新の都度、社会経済情勢等を考慮し、掲出事業者と本市が協議した上で、決定することとしま

す。

- \* 掲出期間の延長を希望される場合は、契約が終了する 4 月前までに名古屋市住宅都市局市街地整備課に申し出てください。
- \* 更新を含めた掲出期間終了後は、再度入札を行い、契約の相手方を決定する予定です。

## 2 広告掲出料（広告料及び貸付料）

掲出期間（令和 8 年 3 月 1 日から令和 9 年 2 月 28 日まで。広告の掲出準備に要する期間を含む。）中は、広告掲出の有無にかかわらず、掲出期間に応じた広告掲出料（広告料及び貸付料）を納付していただきます。

- \* 広告料については、入札により決定した金額になり、次のとおり最低広告価格を設定しています。

月額 30,000 円 ※消費税及び地方消費税を除く

- \* 掲出事業者には、掲出場所について広告料とは別に、次のとおり貸付料を納付していただきます。貸付料は定額であり、入札は行いません。

月額 77,760 円 ※消費税及び地方消費税を含む

### ＜貸付料の算定＞

貸付料は、月額 900 円／m<sup>2</sup>です。貸付期間に 1 月未満の端数があるときは、これを 1 月として計算し、貸付面積を貸付料（月額 900 円／m<sup>2</sup>）に乗じて得た額が 100 円に満たない場合にあっては 100 円とします。なお、1 円未満の端数が生じた場合は切り上げます。

## 3 広告の仕様

別添大幸南地区・南北ペデストリアンデッキにおける広告掲出事業（丸柱（バナー））仕様書（19～20 頁参照）のとおりです。

## 4 事業計画書の提出

契約締結後、速やかに、掲出場所、仕様、管理体制及びスケジュールを記載した事業計画書（変更する場合を含む。）を提出していただきます（41～42 頁参照）。

## 5 広告主及び広告内容

大幸南地区・南北ペデストリアンデッキのイメージを高めるよう、洗練された品位のあるデザインとしてください。具体的な掲載基準については、住宅都市局広告掲載基準（29～30 頁）を参照してください。

なお、広告主及び広告内容について、名古屋市（住宅都市局広告審査会）の承認が必要となりますので、実際に広告を掲出しようとする日（広告内容を変更する（広告を付け替える）場合を含む。）の 14 日前までに掲出広告の原案を提出していただきます。

## 6 利用上の制限

掲出期間中は、次の事項を遵守してください。

- (1) 広告掲出条件を遵守し、広告掲出料（広告料及び貸付料）を期限までに確実に納付すること。
- (2) 広告を掲出する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

## 7 原状回復

掲出事業者は、契約期間が満了となった場合又は契約が解除された場合は、速やかに、原状回復をしてください。この場合、原状回復に要した費用を一切名古屋市に請求することはできません。

## 8 必要経費

広告の作成、掲出、維持管理及び撤去に要する費用並びに掲出場所の原状回復に要す

る費用は、すべて掲出事業者の負担とします。

## 第4 入札手続の流れ

### 1 入札案内書の交付

交付期間は、令和7年12月10日(水)～令和8年1月6日(火)までです。(名古屋市の休日を定める条例(平成3年名古屋市条例第36号)第2条第1項に規定する本市の休日(以下「休日」という。)を除く。)

### 2 入札日時等

入札会場	名古屋市役所 西庁舎12階 市長部局入札室
入札日 入札时限	令和8年1月7日(水)午後3時00分
必要書類等	<p>(1) 入札書(36頁参照) 入札書には、事前に入札者の記名しておいてください。</p> <p>(2) 委任状(37頁参照) 入札書記載の入札者が、代表者と異なる場合(支店・営業所の長など)は、委任状が必要となります。</p>

- (1) 入札日時を過ぎてからの入札会場への入場はできません。
- (2) 当日は公共交通機関でお越しください。
- (3) 談合情報が寄せられた場合は、入札を中止することがあります。

### 3 入札金額

入札金額は、広告料の月額(税抜)を表示してください。

### 4 入札(持参式)

- (1) 入札は、所定の入札書(36頁参照)を使用し、必要事項を記入するとともに、記名した上でご持参ください。
- (2) 入札書には、黒インクのボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入してください。鉛筆又はシャープペンシルは使用できません。
- (3) 入札金額は、アラビア数字(算用数字)を使用し、金額の頭に「¥」を記入してください。なお、円未満の端数は記入しないでください。
- (4) 入札者は、入札箱に投入した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- (5) 代理人は、1物件につき複数の入札の代理をすることはできません。
- (6) 前各項に違反する入札及び次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
  - ア 入札参加資格のない方のした入札
  - イ 最低広告価格(月額)に達しない金額を記載した入札
  - ウ 金額を改ざんし、又は訂正した入札
  - エ 記入事項を判読できない入札
  - オ 入札事項の一部又は全部が記入されていない入札
  - カ 一定の金額をもって価格を表示しない入札

- キ 記名のない入札
- ク 同一物件につき同一の名をもつてした2通以上の入札（代理人によるものも含む。）
- ケ 競争入札参加資格確認申請書又は追加提出資料（以下「申請書等」という。）に虚偽の記載をした者のした入札
- コ 申請書等の提出を求められたにもかかわらず、提出期限内にこれを提出しない場合又は落札候補者が競争入札参加資格の確認のための指示を受けたにもかかわらず、その指示に応じない場合のその者のした入札
- サ 入札談合に関する情報があった場合に、誓約書の提出を求めたにもかかわらず、誓約書の提出をしない者のした入札
- シ 明らかに談合によると認められる入札
- ス 入札公告又は入札説明書に定める入札方法によらない入札
- セ 入札公告又は入札説明書に定める期限までに完了しなかった入札
- ソ その他入札の条件に違反した入札

(7) 再度入札は、行いません。

#### 5 開札

- (1) 開札は、入札会場において入札の終了後、直ちに入札者の面前で行います。入札者が開札に立ち会わないときは、この入札事務に関係のない職員が立ち会います。
- (2) 開札の結果、入札者のうち最低広告価格（月額30,000円）以上で最高価格（月額）の入札をした方を落札候補者とし、入札会場内で次順位者と併せて発表します。なお、開札の結果は、入札社名、落札金額を名古屋市公式ウェブサイトで公表します。
- (3) 最高価格（月額）の入札者が複数あるときは、直ちにくじを引いていただき、落札候補者を決定します。ただし、入札者がくじを引かないときは、この入札事務を担当しない職員が代行します。くじにより落札候補者を決定したときは、落札候補者の入札書にその旨を記入し、くじを引いた方全員にその旨を確認していただきます。

## 第5 競争入札参加資格確認申請

- 1 落札候補者の方は、資格審査を受けていただく必要があります。持参又は郵送（受付期間内必着）により資格審査に必要な書類を提出してください。
- 2 落札候補者の方に参加資格がなかった場合は、次順位の方が落札候補者となり、資格審査を受けていただく必要があります。その場合、本市からその旨の連絡がありますので、別途お知らせする期間内に持参又は郵送（受付期間内必着）により資格審査に必要な書類を提出してください。

受付期間	令和8年1月7日（水）から令和8年1月13日（火）まで (ただし、休日を除く。) 午前8時45分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）
提出先	〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市住宅都市局市街地整備部市街地整備課 (名古屋市役所西庁舎4階)

必要書類等	(1) 競争入札参加資格確認申請書 1通 (38頁参照) (2) <個人の場合>住民票の写し 1通 <法人の場合>法人登記簿謄本 1通 どちらも発行後3ヶ月以内のもの (3) <法人のみ>法人役員等に関する調書 1通 (39~40頁参照)
-------	---

- (1) 競争入札参加資格の確認のため必要と認める場合は、競争入札参加資格確認申請書の補正や追加資料の提出をさせる等の指示をすることがあります。
- (2) 受付期間終了後は、(1)に基づく指示による場合を除き、提出された競争入札参加資格確認申請書の差替え又は再提出は認めません。
- 3 申請書等の提出を受けた後、速やかに、競争入札参加資格の確認を行い、落札候補者について資格があると認められた場合は、その者を落札者として決定し、落札決定の通知をします。
- 4 入札結果については、入札者の入札金額、落札者の商号又は名称及び落札金額等を名古屋市公式ウェブサイトで公表します。
- 5 落札候補者に参加資格がないと認められた場合は、その者に対し、その旨を通知します。
- 6 5の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して2日以内（休日を含まない。）に、入札参加無資格理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができます。
- 7 6の書面の提出先は、本書の、第10 間合せ先（11頁）に示す場所です。
- 8 6に対する回答は、原則として、その説明を求めることができる期間の末日の翌日から換算して10日以内に書面により行います。
- 9 提出された申請書等は返却しません。
- 10 申請書等の作成及び提出に係る費用は、当該申請書等の作成者の負担とします。

## 第6 契約の締結

---

- 1 落札決定後、落札決定通知書、契約書及び納入通知書等の契約関係書類を住宅都市局市街地整備課でお渡ししますので、速やかに、受領してください。
- 2 落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日以内に契約書に記名押印しなければなりません。
- 3 契約は、落札者名義で行います。
- 4 広告掲出に関する契約書（案）は、12~17頁を参照してください。
- 5 契約書に収入印紙の貼付は不要です。

## 第7 広告掲出料（広告料及び貸付料）の納付

---

広告掲出料（広告料及び貸付料）は、名古屋市の指示に従って納付していただきます。詳細は、広告掲出に関する契約書（案）（12~17頁）を参照してください。

## 第8 契約保証金

---

- 1 契約の締結と同時に、契約保証金を名古屋市発行の納付書により納付していただきます。
- 2 契約保証金は、2月分の広告料月額とします。
- 3 契約保証金は、契約期間満了後に原状回復を確認の上、還付します。ただし、名古屋市に対する未払いの債務がある場合は、還付する契約保証金額と相殺する場合があります。
- 4 契約保証金には、利子を付けません。
- 5 契約保証金は、現金又は銀行振出の小切手に限ります。小切手は、納付の日前10日以内に、名古屋手形交換所参加店舗である金融機関が振出した小切手でなければなりません。これに該当するかどうかは、小切手の振出しを受ける店で確認してください。
- 6 名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第31条（契約保証金の納付免除）の規定により、契約保証金を免除する場合があります。

## 第9 先着順受付け

---

- 1 原則として、入札又は落札のなかった場合、次表のとおり、先着順による受付けを実施します。
- 2 先着順による貸付けを実施する場合、開札終了後、名古屋市公式ウェブサイトに公表します。
- 3 先着順受付けに係る広告の掲出期間は、令和8年3月1日から令和9年2月28日までとし、以降令和9年3月1日から2年を限度に1年を単位として更新できます。
- 4 申込みには、大幸南地区・南北ペデストリアンデッキにおける広告掲出事業（丸柱（バナー））に係る競争入札参加資格（「第2 参加者の資格」（4～5頁）参照。）が必要です。
- 5 その他事務手続、広告掲出までの流れは、おおむね入札による場合に準じるものとします。

受付期間	令和8年1月28日（水）から令和8年2月4日（水）まで（休日を除く。） 午前8時45分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。） ＊ 申込みの受付後、広告の掲出までの間に、契約等諸手続が必要となりますので、この期間を考慮して申込みを行ってください。
提出先	名古屋市住宅都市局市街地整備部市街地整備課 (名古屋市役所西庁舎4階) ＊ 必要書類等は持参してください。
必要書類等	(1) 普通財産借受申込書 1通 (43～44頁参照) (2) <個人の場合>住民票の写し 1通 <法人の場合>法人登記簿謄本 1通 どちらも発行後3カ月以内のもの (3) <法人のみ>法人役員等に関する調書 1通 (39～40頁参照)

注意事項	<p>1 受付開始時間に、又はそれ以降、受付場所に同時に複数の方の申込みがあったときは、抽選とします。</p> <p>2 先着順のため、既に契約手続中の場合がありますのでご了承ください。</p>
------	---

## 第 10 問合せ先

---

本件入札案内書の内容に質問がある場合は、下記の方法により提出してください。

- 1 令和 7 年 12 月 17 日（水）午後 5 時 15 分までに提出してください。
  - 2 下記のあて先へファックス又は電子メールで質問書を送付してください（様式は問いませんが、電子メールで送付の際には、件名に「大幸南地区・南北ペデストリアンデッキにおける広告掲出事業(丸柱(バナー))に係る質問書」と記入してください。）。
- 名古屋市住宅都市局市街地整備部市街地整備課 担当：加藤（慎）、諏訪下  
電話番号：052-972-2757  
ファックス番号：052-972-4163  
電子メールアドレス:a2765@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp
- 3 すべての質問に対する回答をまとめた回答書を令和 7 年 12 月 23 日（火）までに名古屋市公式ウェブサイト上に公開します。

## 広告掲出に関する契約書（案）

名古屋市（以下「貸付人」という。）と掲出事業者＊＊＊＊＊＊＊（以下「借受人」という。）とは大幸南地区・南北ペデストリアンデッキにおける広告掲出（丸柱（バナー））に関し、次のとおり契約を締結する。

### （目的）

第1条 本契約は、借受人が民間企業等を広告主とする広告を掲出すること（借受人が自ら広告主になる場合を含む。）に関し、その取扱いを定めることを目的とする。

2 貸付人及び借受人は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

### （契約期間及び掲出期間）

第2条 契約期間は、契約締結日から令和9年2月28日までとする。

2 掲出期間は、令和8年3月1日から令和9年2月28日までとする。ただし、広告の掲出準備に要する期間を含むものとする。

3 借受人は、令和9年3月1日から2年を限度（最大令和11年2月28日まで）に、1年を単位として契約の更新を申請できる。

4 前項の申請は、契約が終了する4月前までに貸付人に文書により行うものとする。

### （契約期間の短縮）

第3条 貸付人は、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき又はその他行政目的を達成するため特別の理由があるとき等、やむを得ず契約期間を短縮する必要があるときは、借受人に対して、契約期間の短縮を求めることができる。

### （事業計画書）

第4条 借受人は、契約締結後、速やかに、掲出場所、仕様、管理体制及びスケジュールを記載した事業計画書を作成し、貸付人に提出するものとする。

2 借受人は、前項の事業計画を変更する場合は、事前に必ず貸付人と協議しその承諾を得るものとする。

### （掲出場所及び仕様）

第5条 掲出場所及び仕様については、別添大幸南地区・南北ペデストリアンデッキにおける広告掲出事業（丸柱（バナー））仕様書のとおりとする。

2 借受人は、本契約書のほか、名古屋市広告掲載要綱、住宅都市局広告掲載要綱、住宅都市局広告掲載基準及び入札案内書（以下「名古屋市広告掲載要綱等」という。）の定めるところに従い、広告の掲出を行わなければならぬ。

### （広告掲出料（広告料及び貸付料））

第6条 借受人は、広告掲出料（広告料及び貸付料）を、貸付人が発行する納入通知書により、貸付人が別に定める支払期限までに納付するものとする。

2 前項の広告掲出料（広告料及び貸付料）は、次のとおりとする。

#### 広告料

金　＊＊＊＊＊＊＊　円（月額）

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金　＊＊＊＊円）

## 貸付料

金 \*\*\* \* \* \* \* \* 円(月額)

- 3 契約期間中に消費税及び地方消費税に係る税率が変更された場合は、広告料 金 \*\*\* \* \* \* \* \* 円(月額) に変更後の消費税及び地方消費税に係る税率により算出された消費税及び地方消費税の額を加算した額を月額の広告料とする。
- 4 借受人が第1項の支払期限までに広告掲出料(広告料及び貸付料)を支払わないときは、借受人は支払期限の翌日から支払った日までの期間について、名古屋市契約規則第33条第1項に定める割合により算定した延滞金を貸付人に支払わなければならない。
- 5 借受人は、広告掲出料(広告料及び貸付料)を支払った後でないと広告掲出を行うことができない。
- 6 借受人が広告掲出を行わない場合であっても、当該期間中の広告掲出料(広告料及び貸付料)は返還しない。  
(広告の作成)

第7条 広告は、借受人の責任及び負担で作成するものとする。

(広告の維持管理)

- 第8条 掲出中の広告は、借受人が維持管理を行い、常時適正な状態に保つものとする。
- 2 掲出中の広告の破損並びに広告に関する問合せ及び苦情については、借受人の責任において、速やかに、対応するものとする。
  - 3 前2項の維持管理及び対応に要する費用は、借受人の負担とする。  
(広告の掲出及び撤去)

第9条 広告の掲出及び撤去は、借受人が行う。

- 2 前項の掲出及び撤去に要する費用は、借受人の負担とする。
- 3 第1項の掲出及び撤去は、貸付人の指示に基づいて行う。

(公共性等への配慮)

第10条 貸付人及び借受人は、広告掲出に関して、大幸南地区・南北ペデストリアンデッキの公共性、美観及び大幸南地区・南北ペデストリアンデッキ利用者への影響に配慮しなければならない。

(広告主及び広告内容の審査)

第11条 借受人は、広告主(借受人が自ら広告主になる場合を除く。以下次条から第16条までにおいて同じ。)及び広告内容について、名古屋市広告掲載要綱等を遵守するとともに、事前に貸付人の審査を受け、その承認を得たものでなければ掲出することができない。

- 2 借受人は、前項の審査を受けるため、広告内容のデータ及び必要な書類を、広告を掲出しようとする日の14日前までに貸付人に提出するものとする。
- 3 借受人は、第1項の審査において、貸付人から広告内容の修正等の指示を受けたときは、これに従わなければならない。  
(広告主及び広告内容の変更)

第12条 借受人は、掲出中の広告を変更することができる。

- 2 借受人は、前項の規定により掲出中の広告を変更する場合、広告主及び広告内容について、事前に貸付人の審査を受けなければならない。この場合、前条の規定を準用する。

(広告主及び広告の内容に対する修正等の指示)

第13条 貸付人は、掲出中の広告が、名古屋市広告掲載要綱等の規定に反するに至ったと判断したときは、いつでも借受人に対して広告主の変更及び広告内容の修正等を指示することができる。

2 借受人は、前項の指示を受けたときは、これに従わなければならぬ。

(広告物の一時撤去又は一時削除)

第14条 貸付人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その問題が解決されるまでの間、借受人に広告物の一時撤去又は一時削除を指示することができ、借受人はこの指示に従わなくてはならない。

(1) 借受人が本契約に定める事項又は法令等に違反したとき。

(2) 広告主又は広告内容が、名古屋市広告掲載要綱等の規定に反するに至ったとき。

(3) 第11条第3項又は前条第1項の広告内容の修正等を借受人が行わないとき。

(4) 広告掲出を継続することが社会通念上著しく不適切であると認められる相当かつ合理的な理由があるとき。

2 前項の一時撤去又は一時削除の理由となった問題が解消されたときは、借受人は、広告掲出を再開することができる。

3 第1項の一時撤去又は一時削除に要する費用及び前項の再開に要する費用は、借受人が負担する。

4 第1項の指示があったにもかかわらず、一時撤去又は一時削除に必要な相当期間内に借受人が一時撤去又は一時削除を行わないときは、貸付人は、借受人の承諾を得ることなく、広告物を自ら一時撤去又は一時削除することができ、これに要した費用は借受人が負担するものとする。

5 第1項又は前項の一時撤去又は一時削除が行われた場合、貸付人は納付された広告掲出料（広告料及び貸付料）を返還せず、借受人は違約金を支払うものとする。

6 前項の違約金の額は、第6条第1項により納付した額に100分の10を乗じて得た額とし、損害賠償の予定額の全部又は一部としない。

(契約不適合責任)

第15条 借受人は、本契約を締結した後、貸付物件が仕様又は数量に関して契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」という。）を発見しても、当該契約不適合を理由とした履行の追完の請求、貸付料の減免の請求又は損害賠償等の請求をすることができない。

(権利譲渡の禁止)

第16条 借受人は、事前に貸付人の承認を得ないで、本契約に生ずる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、その権利を担保に供してはならない。

(契約の履行の一時中止)

第17条 暴風、豪雨、高潮、地震、火災、感染症のまん延その他の自然的事象又は人為的な事象であって借受人の責めに帰することができないものにより、借受人が広告を掲出できないと認められるときは、貸付人は、契約の履行の一時中止の内容を直ちに借受人に通知して、契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 貸付人は、前項の規定により契約の履行の全部又は一部を一時中止した場

合は、住宅都市局広告掲載要綱の定めるところにより、納付済みの広告掲出料（広告料及び貸付料）の一部を返還するものとする。ただし、返還する広告掲出料（広告料及び貸付料）には利子を付けないものとする。

（貸付人の解除権）

第18条 貸付人は、借受人が本契約に違反したとき又は次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 借受人又はその代理人、使用人その他の従業者等に重大な社会的信用失墜行為があるとき又は著しい不正若しくは不誠実な行為があったときで、本契約解除が相当であると貸付人が認めるとき。
  - (2) 借受人が、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされる等、その経営状態が著しく不健全となり、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるときで、本契約解除が相当であると貸付人が認めるとき。
  - (3) 次条の規定によらないで、借受人が本契約の解除を申し出たときで、本契約解除が相当であると貸付人が認めるとき。
- 2 貸付人は、前項各号に定める場合のほか、行政目的等により、やむを得ず本契約を解除する必要があるときは、借受人との協議により、本契約を解除することができる。
- 3 前2項により本契約が解除された場合において、借受人の責めに帰すべき事由がある場合は、貸付人は納付済の広告掲出料（広告料及び貸付料）を返還せず、借受人は違約金を支払うものとする。
- 4 前項の違約金は、第6条第1項により納付した額に100分の10を乗じて得た額とし、損害賠償の予定額の全部又は一部としない。

（借受人の解除権）

第19条 借受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 貸付人が、正当な理由なく本契約に違反し、その違反により本契約の履行が不可能になったとき。
  - (2) 貸付人において本契約の履行に関し、貸付人に著しい不正又は不誠実な行為があったとき。
- 2 第17条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

（広告内容についての責任）

第20条 借受人は、広告内容に関する一切の責任を負うものとし、貸付人は一切の責任及び負担を負わないものとする。

- 2 広告内容等は、法令等に違反しないこと及び第三者の権利を侵害しないものでなければならない。また、広告内容等に係る財産権のすべてについて合理的な権利処理が完了していなければならない。
- 3 貸付人に対して、借受人の責めに帰する理由に基づき、第三者から広告活動に関連して被害を被ったという請求がなされた場合は、借受人の責任及び負担において解決するものとし、貸付人は責任及び負担を負わないものとする。

（原状回復義務）

第21条 契約期間が満了した場合又は本契約が解除された場合には、借受人は自己の費用をもって掲出中の広告を撤去し、原状に回復して貸付人に返還し

なければならない。ただし、貸付人が特に必要がないと認めるときはこの限りでない。

- 2 借受人は、前項の原状回復後は、直ちに貸付人の検査を受け、貸付人の承認を得なければならない。
- 3 契約期間が満了したにもかかわらず、借受人が掲出場所を明け渡さない場合は、借受人は、貸付人に対して契約期間満了の日の翌日から掲出場所の明渡し完了までの期間について広告掲出料（広告料及び貸付料）に相当する額を支払うほか、貸付人に損害があるときは、その損害額の全額を賠償しなければならない。

（損害賠償）

第22条 借受人は、本契約に基づく広告掲出を行うに当たって借受人に損害が生じた場合、当該損害の発生が貸付人の責めに帰すべき理由による場合を除いて、貸付人に賠償を請求することはできない。

- 2 借受人は、本契約を履行するに当たり貸付人に損害を与えたときは、当該損害について賠償しなくてはならない。ただし、その損害の発生が貸付人の責めに帰すべき理由による場合はこの限りでない。
- 3 借受人は、本契約を履行するに当たり、第三者に損害を与えたときは、借受人の負担において損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が貸付人の責めに帰すべき理由による場合はこの限りでない。
- 4 借受人は、第三者との間に紛争が生じた場合においては、責任を持って処理解決に当たらなければならない。

（秘密の保持）

第23条 借受人は、業務の実施に関し、知り得た事実について、その秘密を守らなければならない。

- 2 前項の秘密の保持については、契約期間満了後又は契約解除後においても同様とする。

（契約の費用）

第24条 本契約の締結に関して必要な一切の費用は、すべて借受人の負担とする。

（妨害又は不当要求に対する届出義務）

第25条 借受人は事業を実施するに当たり、別添妨害又は不当要求に対する届出義務を遵守しなければならない。

（財産調査等）

第26条 貸付人は、契約期間中いつでも、借受人に対し、財務諸表の提出を求めることができる。

- 2 借受人が、第6条に定める納付期限までに広告掲出料（広告料及び貸付料）を支払わないときは、貸付人は借受人に対し、借受人に関する資産状況の調査を求めることができる。
- 3 借受人は、前2項に定める貸付人の求めに対し、誠意を持って対応しなければならない。
- 4 貸付人は、第1項及び第2項により知り得た情報を、正当な理由無く第三者に知らせてはならない。
- 5 第2項の場合において、借受人は、貸付人が、本契約と同種の契約を借受人ととの間で締結している国又は地方公共団体と、借受人の債務の支払状況を相互に取得し、かつ、提供することについて、予め同意する。

(裁判管轄)

第27条 貸付人借受人間の権利義務に関し協議が整わず、訴訟を提起する場合については、名古屋地方裁判所を管轄裁判所とする。

(疑義の解釈等)

第28条 本契約の定めに疑義が生じたとき又は本契約に定めのない事項については貸付人及び借受人とが協議して定めるものとする。

本契約の締結を証するため本契約書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

貸付人 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号  
名古屋市  
代表者 名古屋市長

借受人 住所

名称

代表者

## 妨害又は不当要求に対する届出義務

- 1 借受人は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、貸付人へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
- 2 借受人が前項に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

## 大幸南地区・南北ペデストリアンデッキにおける広告掲出事業 (丸柱((バナー))仕様書

### 1 事業概要

大幸南地区・南北ペデストリアンデッキにおける広告掲出事業(丸柱(バナー))は、名古屋市が掲出事業者に対して、当該施設の丸柱(バナー)についての広告掲出料(広告料及び貸付料)の納入を受けた上で、掲出事業者が広告掲出を行うものである。

### 2 広告掲出事業を行う施設の名称、所在地

- (1) 名 称 大幸南地区・南北ペデストリアンデッキ
- (2) 所在地 名古屋市東区大幸南一丁目地内

### 3 掲出場所の仕様及び掲出広告の大きさ

掲 出 場 所	面数	掲出広告の大きさ	備 考
大幸南地区・南北ペデストリアンデッキの丸柱(バナー)	180面	横600mm×縦800mm 以内	両面

### 4 掲出方法

- (1) 広告の掲出及び撤去の際には、丸柱(バナー)の使用方法に従い、丸柱(バナー)及び器具の破損等ないよう留意して行うこと。
- (2) 掲出する広告の材質については、丸柱(バナー)に掲げることのできるものとする。
- (3) 留め代が目立たない仕様にするなど、大幸南地区・南北ペデストリアンデッキの美観に配慮したものとする。
- (4) 撤去時は、広告掲出前の原状を回復するものとする。
- (5) 掲出にあたり十分な風雨対策を講ずるとともに、歩行者の通行に支障のないよう配慮するものとする。
- (6) 上記(1)～(5)に定めるもののほか、掲出方法については、名古屋市の指示に従うものとする。

### 5 契約期間及び掲出期間

- (1) 契約期間 契約締結の日から令和9年2月28日まで
- (2) 掲出期間 令和8年3月1日から令和9年2月28日まで(広告の掲出準備に要する期間を含む。)
- (3) 令和9年3月1日から2年を限度(最大令和11年2月28日まで)に、1年を単位として契約の更新を申請できる。

### 6 掲出事業者の業務

- (1) 広告の作成、掲出場所への広告の掲出、掲出広告の維持管理及び撤去並びに掲出場所の原状回復
- (2) 広告主の募集(掲出事業者が広告主である場合を除く。)
- (3) 広告の破損並びに広告に関する問合せ及び苦情に対する対応

## 7 事業計画書の提出

- (1) 掲出事業者は、契約締結後、速やかに、掲出場所、仕様、管理体制及びスケジュールを記載した事業計画書を作成し、名古屋市に提出するものとする。
- (2) 掲出事業者は、事業計画を変更する場合は、事前に必ず名古屋市と協議しその承諾を得るものとする。

## 8 その他

- (1) 掲出広告の作成、掲出場所への広告の掲出、掲出広告の維持管理及び撤去並びに掲出場所の原状回復に要する費用については、すべて掲出事業者の負担とする。
- (2) 掲出広告の維持管理、破損、事故時の対応等一切の保守管理に関しては、掲出事業者の責任と負担においてこれを処理するものとする。
- (3) 本仕様書に定めるもののほか、法令、名古屋市の条例、規則及び規程を遵守すること。
- (4) 広告主（掲出事業者が自ら広告主になる場合を除く。）及び広告内容について、事前に名古屋市の審査を受け、その承認を得たものでなければ掲出できないものとする。
- (5) 本仕様書に関しては、妨害又は不当要求に対する届出義務の適用があるものとする。

名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（抄）  
(平成20年1月28日付け 名古屋市長等・愛知県警察本部長締結)

## 1 定義

この合意書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 略
- (2) 法人等 法人その他の団体又は個人をいう。
- (3) 役員等 法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。
- (4) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (5) 暴力団員等 暴力団の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。
- (6) 排除措置 4(1)の排除要請に基づき、対象となる法人等を入札等へ参加させない、契約等の相手方としない等の措置をいう。

## 2 排除措置の対象となる法人等

この合意書に基づく、排除措置の対象となる法人等は、次のとおりとする。

- (1) 役員等に、暴力団員等がいる法人等
- (2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
- (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
- (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等
- (7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった法人等

## 名古屋市広告掲載要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することにより、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)広告媒体 印刷物、ウェブサイトなど、市の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。
- (2)広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は表示する(以下「掲出する」という。)ことをいう。
- (3)局長 名古屋市事務分掌条例(昭和22年条例第16号)第1条に規定する局及び室、会計室、消防局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、人事委員会事務局、教育委員会事務局、市会事務局の長及び区長をいう。

### (広告全般に関する基本的な考え方)

第3条 市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持つるものでなければならない。

### (広告の範囲)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載を行わない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての主義主張
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 景観又は風致を害するおそれがあるもの
- (9) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載を行う広告として不適当であると認められるもの

### (広告掲載に関する定め)

第5条 局長は、その所管に属する広告媒体に広告掲載を行う場合にあっては、あらかじめ次に掲げる事項を別に定めるものとする。ただし、企画提案型広告については、名古屋市企画提案型広告掲載要綱の定めるところによるものとする。

- (1) 広告媒体の種類
- (2) 広告の範囲
- (3) 広告の規格、掲載位置及び掲載期間
- (4) 広告掲載料
- (5) 広告の募集方法及び選定方法
- (6) 審査機関
- (7) 前各号に掲げるもののほか、広告の募集及び契約を行うにあたり必要な事項

### (広告掲載に関する審査)

第6条 局長は、広告媒体に掲載する広告の可否を審査するため、審査機関を設ける。

(その他)

第7条 この要綱の実施に関し必要な事項は、財政局長が定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成19年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年9月30日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月2日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

## 住宅都市局広告掲載要綱

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、名古屋市住宅都市局（以下「住宅都市局」という。）内で所管する資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関する、名古屋市広告掲載要綱（平成 19 年 6 月 1 日実施。以下「市要綱」という。）及び住宅都市局広告掲載基準（平成 20 年 4 月 1 日施行。以下「基準」という。）に定める事項のほか、必要な事項を定めるものである。

### (広告媒体の種類)

第 2 条 この要綱において、広告媒体とは住宅都市局の課・公所が所管又は作成するものであって、次の各号に掲げるものをいう。ただし、新たに広告を掲載する媒体である場合は、あらかじめ広告掲載が可能か第 15 条に規定する住宅都市局広告審査会（以下「広告審査会」という。）の承認を受けたものに限る。

- (1) 印刷物
- (2) ウェブサイト
- (3) 土地建物等又はそれらに附属する広告の用に供するための設備
- (4) その他住宅都市局長が必要と認めるもの

### (広告の範囲)

第 3 条 次の各号に掲げるものは、広告媒体に掲載することができない。

- (1) 市要綱及び基準において、規制業種又は事業者に指定されているもの
  - (2) 広告媒体の公共性、中立性又はその品位を損なう等、掲載することがふさわしくないと認められるもの
- 2 前条第 2 号の広告媒体においては、掲載する広告がリンクしているウェブサイトの内容についても前項の規定を適用する（ただし、直接リンクするページ内に限る。）。
- 3 前条第 3 号の広告媒体に掲載する広告においては、名古屋市屋外広告物条例（昭和 36 年条例第 17 号）等の関係法令及び関係規程を遵守したものでなければならない。

### (広告を掲載する事業者の選定方法)

第 3 条の 2 広告を掲載する事業者の選定にあたっては、原則として募集によるものとする。

### (広告の募集等)

第 4 条 広告の募集は、第 2 条各号の広告媒体を所管又は作成する課・公所（以下「所管課」という。）の長（新たに広告を掲載する広告媒体である場合又は新規の手法により広告を募集する場合は、所管する部長級の者）が次に掲げる事項を記載した募集要領を定め、名古屋市公式ウェブサイト及び印刷物等を通じて行うものとする。ただし、あらかじめ広告審査会の承認を受けたものでなければならない。

- (1) 広告の掲載を行う広告媒体の種類
- (2) 広告の規格、掲載の位置及び期間
- (3) 広告の掲載のために徴する金額（以下「広告料」という。）及びその納

付の方法（次項に該当する場合にあっては、広告媒体の作成費用及び納付期日）

（4）広告の募集対象

（5）広告の申込み手続（申込書の様式を含む。）

（6）広告の選定方法

（7）広告掲載手続

（8）所管課の長が広告掲載の期間内において、広告内容の変更を認める場合は、広告内容の変更手続

（9）その他広告の募集及び契約を行うにあたり必要な事項

2 所管課の長は、第2条第1号の広告媒体にあっては、効率的な事務の執行が見込まれる場合においては、第6条に規定する契約の相手方の決定通知を受け、契約を締結した者（以下「広告契約者」という。）の負担により、広告を掲載した広告媒体の納品をもって、広告料の徴収に代えることができる。ただし、あらかじめ広告審査会の承認を受けたものでなければならない。

（広告の申込み等）

第5条 広告の掲載を希望する者（広告の取次ぎを営業とする者（以下「広告代理業者」という。）を含む。以下「広告希望者」という。）は、広告の募集が募集要領による場合においては申込書により申込み、入札説明書による場合においては入札を行う。

（契約の相手方の決定）

第6条 所管課の長は、広告希望者に提示させている金額（広告料等又は広告媒体の作成費用をいう。）の多寡により契約の相手方を決定するものとする。ただし、所管課の長が別の定めをしたときは、この限りでない。

2 前項の決定は、所管課の長が広告審査会の承認を受けたものでなければならない。

3 第1項の決定を行うにあたり、所管課の長は広告希望者に対し追加の資料の提出を  
求めることができる。

4 所管課の長は、広告希望者に対し第1項の決定内容を書面により通知する  
ものとす  
る。

（広告原稿の作成）

第7条 広告の原稿は、第2条第1号及び第2号の広告媒体にあっては、広告契約者の責任及び負担において作成し、指定された期日までに所管課の長に提出しなければならない。

2 広告の原稿は、第2条第3号の広告媒体にあっては、広告契約者の責任及び負担において作成し、その図案を指定された期日までに所管課の長に提出しなければならない。

3 広告契約者は、第1項及び前項の規定に基づき提出された原稿又は図案について、広告審査会の承認を受けなければ、広告媒体に掲載することができない。

4 広告契約者のうち、広告代理業者が他の者（以下「広告主」という。）にか

かる広告を掲載しようとする場合は、広告契約者は所管課の長を通じ広告審査会の承認を受けなければならない。

(広告料の納付)

第 8 条 広告契約者は、第 6 条に規定する契約の相手方の決定後、所管課の長が定める期日までに、広告料を前納するものとする。

2 所管課の長は、広告料の納付を確認した後に、広告の掲載の手続を行うものとする。

(広告内容の改善指導)

第 9 条 広告の内容、デザイン又は広告がリンクしているウェブサイトの内容（以下「広告の内容等」という。）が、第 3 条第 1 項各号に該当していると認められる場合には、所管課の長は速やかに期日を定め、広告契約者に対し改善を求めるものとする。

2 前項の規定により改善を求められた広告契約者は、指定された期日までに広告の内容等を改善した広告の図案、原稿又はウェブサイトの表示内容を、所管課の長に提出しなければならない。

(広告の取止め)

第 10 条 所管課の長は、次の各号のいずれかに掲げる場合においては、広告契約者に事前に通知した上で、当該広告の掲載を取り止めるとともに、契約の解除又は変更を行うものとする。ただし、広告審査会の承認を受けたものでなければならない。

- (1) 指定した期日までに広告料の納付が行われない場合
- (2) 指定した期日までに広告の原稿の提出が行われない場合
- (3) 第 2 条第 3 号の広告媒体にあっては、指定した期日までに広告物を掲載しない場合
- (4) 前条の規定によっても、広告の内容等の改善が行われない場合
- (5) その他広告の掲載が不適当であると判断した場合

2 前項の規定により広告の掲載を取り止めた場合であっても、既に納付済みの広告料等の返還又は広告媒体の作成費用に相当する額の支払いは行わない。なお、第 2 条第 3 号の広告媒体にあっては、第 1 項の規定により広告の掲載を取り止めた場合においては、広告契約者は自己の責任と負担において速やかに原状に復さなければならない。

(広告の取下げ)

第 11 条 広告契約者は、自己の都合により広告の掲載を取り下げができる。ただし、第 2 条第 1 号の広告媒体にあっては、現物納付後又は印刷物の印刷終了後においては、取下げはできないものとする。

2 前項の規定により、広告の掲載の取下げを希望する広告契約者は、速やかに書面により所管課の長に申し出るものとする。

3 第 1 項の規定により広告契約者が広告の掲載を取り下げた場合であっても、既に納付済みの広告料の返還又は広告媒体の作成費用に相当する額の支払いは行わない。なお、第 2 条第 3 号の広告媒体にあっては、広告契約者は自己の責任と負担において、速やかに原状に復さなければならない。

#### (広告内容の変更)

第 11 条の 2 広告契約者は、広告掲載の期間内において広告内容の変更を行うときは、事前に所管課の長を通じ変更後の広告内容について広告審査会の承認を受けなければならない。

#### (広告料の返還)

第 12 条 第 2 条第 2 号又は第 3 号の広告媒体であって、広告を掲載する期間を設定した場合において、広告契約者の責に帰さない理由により 1 日以上広告の掲載ができなくなった場合は、原則として納付済みの広告料を日割計算により返還する。ただし、返還する広告料には利子を付さないものとする。

#### (広告契約者の責務)

第 13 条 広告契約者は、広告の作成、広告の内容等、その他当該広告に関する一切の責任を負う。

- 2 広告契約者は、第三者から広告に関する苦情の申立て、損害賠償の請求等がなされた場合は、すべて自己の責任及び負担において解決しなければならない。
- 3 広告契約者は、広告を掲載する権利を譲渡してはならない。
- 4 広告契約者は、広告内容の変更、広告の掲載の取止め及び取下げの場合に、自己に生じる全ての経費を負担するものとする。

#### (協議)

第 14 条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、所管課の長と広告契約者の双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

#### (住宅都市局広告審査会の設置)

第 15 条 住宅都市局長は、広告希望者、広告契約者、広告及び広告主が適正であるか、又は広告の掲載の手続が適正に執行されているか等を審査するほか、名古屋市企画提案型広告掲載要綱に定める企画提案型広告に対する意見書の審査をするため、広告審査会を設置する。

- 2 広告審査会の委員長及び委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。
- 4 広告審査会は、審査結果に基づき、所管課の長へ必要な指示をすることができる。
- 5 広告審査会は、所管課の長から申し出のある場合又は委員長が特に必要と認めるときに開催する。
- 6 広告審査会は、委員長及び委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 7 広告審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 8 委員長は、必要と認めるときは、広告審査会に委員以外の者の出席を求める説明を聞くことができる。
- 9 委員は、広告媒体の所管課の長として当該広告に係る承認を受けようとする

るときは、当該広告に係る審査をすることができない。

10 広告審査会の庶務は、住宅都市局企画経理課が処理する。

(広告審査会の開催を要しない場合)

第15条の2 所管課の長は、本要綱において広告審査会の承認が必要とされる事項であって、次の各号に該当する場合は、委員長の決裁をもって、広告審査会の承認に代えることができるものとする。

- (1) 第4条第1項に規定する広告の募集に当たり、募集の条件が従前の審査会で承認されたものと同じである場合。
- (2) 第6条第2項に規定する契約の相手方の決定に当たり、住宅都市局広告掲載基準第2条第2号アからエまでのいずれにも該当しないと委員長が特に認める場合。
- (3) 第7条第3項及び第4項に規定する広告の原稿又は図案の審査に当たり、委員長が特に認める場合。
- (4) 第11条の2に規定する広告内容の変更を行う場合で、委員長が特に認める場合。
- (5) 特に緊急やむを得ない事由により審査会に付議する時間がない場合。

(本要綱の準用)

第16条 指定管理者及び管理代行者が広告の掲載に係る事務を行う場合は、本要綱を準用するものとする。

(その他)

第17条 その他広告の掲載又は掲出につき必要な事項は住宅都市局長が定める。

- 附 則 この要綱は、平成20年3月1日から施行する。  
附 則 この要綱は、平成21年3月31日から施行する。  
附 則 この要綱は、平成22年12月1日から施行する。  
附 則 この要綱は、平成24年2月6日から施行する。  
附 則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。  
附 則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。  
附 則 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。  
附 則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。  
附 則 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

委員長	企画経理課長
委 員	総務課長 担当課長（企画調整） 都市計画課長 建築指導課長 住宅企画課長 その他委員長の指名する職員

## 住宅都市局広告掲載基準

### (趣旨)

第1 この基準は、住宅都市局が広告媒体への広告掲載の可否を判断する場合に必要な基準を定めるものである。

### (規制業種又は事業者)

第2 次の各号に定める広告は掲載しない。

(1) 次のいずれかに該当する事業の広告

- ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年7月10日法律第122号)第2条に規定する風俗営業
- イ 風俗営業類似の業種
- ウ 消費者金融
- エ たばこ
- オ 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- カ 占い、運勢判断に関するもの
- キ 興信所・探偵事務所等
- ク 債権取立て、示談引受けなどをうたつたもの
- ケ 規制対象となっていない業種においても、社会的悪影響を及ぼすおそれのある業種
- コ 各種法令に違反しているもの
- サ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

(2) 次のいずれかに該当する事業者の広告

- ア 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行う事業者
- イ 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者
- ウ 暴力団関係事業者（暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものも含む。）
- エ 法令に違反し、又は社会的な批判を受けている事業者

### (掲載基準)

第3 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

(1) 次のいずれかに該当するもの

- ア 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
- イ 法律で禁止されている商品、無許可商品及び粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
- ウ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
- エ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- オ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- カ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
- キ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれがあるもの
- ク 社会的に不適切なもの
- ケ 国内世論が大きく分かれているもの

(2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- ア 誇大な表現（誇大広告）  
根拠のない表示や誤解を招くような表現  
例：「世界一」「一番安い」等（掲載に際しては根拠となる資料を要する。）  
イ 射幸心を著しくあおる表現、特にギャンブルについて過度に購入をあおる表現  
ウ 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの  
エ 虚偽の内容を表示するもの  
オ 法令等で認められていない業種・商法・商品  
カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等  
キ 責任の所在が明確でないもの  
ク 広告の内容が明確でないもの  
ケ 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
- (3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ア 水着等及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例または広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする  
イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現  
ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現  
エ 暴力又はわいせつ性を連想・想定させるもの  
オ ギャンブルについて過度に購入をあおる表現  
カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの
- (4) 前各号に定めるもののほか、掲載する広告として不適当であると認められるもの

(個別の基準)

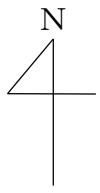
第 4 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成するものとする。

(ウェブサイトに関する基準)

第 5 ウェブサイトへの広告に関しては、ウェブサイトに掲載する広告だけでなく、当該広告が直接リンクしているウェブサイトの内容についてもこの基準を適用する。

- 附 則 この基準は、平成 22 年 12 月 24 日から施行する。  
附 則 この基準は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。  
附 則 この基準は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

## 大幸南地区・南北ペデストリアンデッキ位置図



### 広告掲出場所位置図（丸柱（バナー））



東図書館

東スポーツセンター

ナゴヤドーム前矢田駅方面

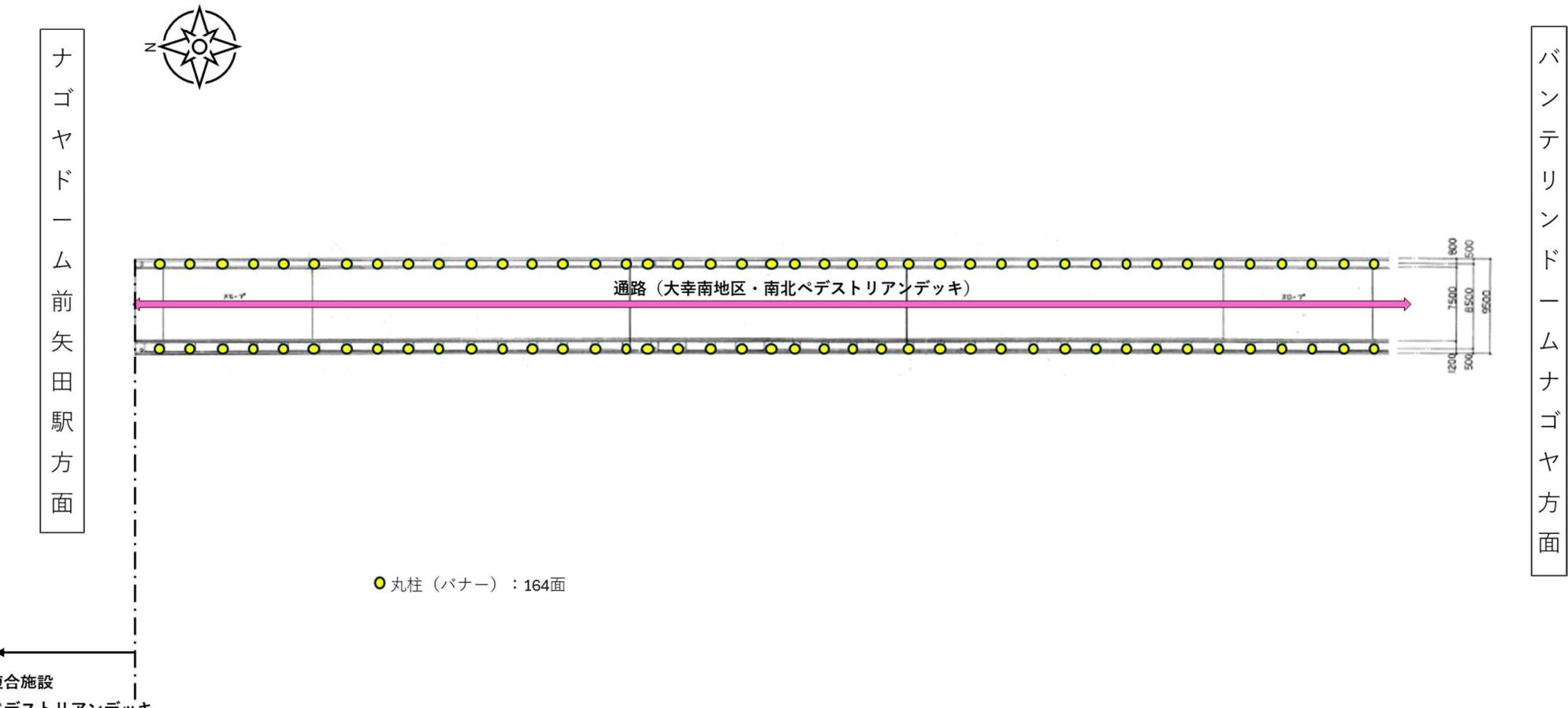
バンテリンドームナゴヤ方面

● 丸柱（バナー）：16面

## ペデストリアンデッキレベル平面図 (複合施設ペデストリアンデッキ)

单独  
ペデストリアンデッキ

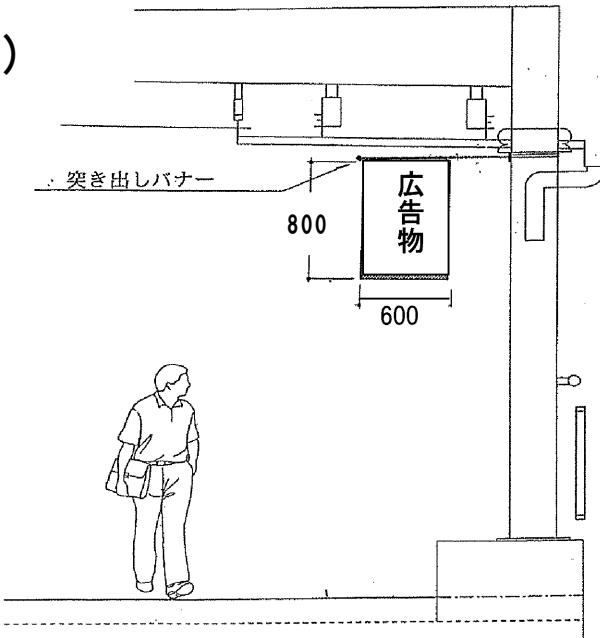
## 広告掲出場所位置図（丸柱（バナー））



ペデストリアンデッキレベル平面図  
(単独ペデストリアンデッキ)

## 掲出概要図

### 丸柱(バナー)



広告物の大きさ : W600×H800(mm) 以内

広告物の設置高さ : 歩行者の通行に支障のない高さとすること

その他の注意事項 : 風雨に対し、十分な対策を講ずること

掲出場所イメージ図 丸柱(バナー、両面)



# 入札書

令和 年 月 日

(あて先)

名古屋市長

(入札者) 所在地又は住所  
商号又は名称  
役職名  
氏名

入札説明書を承諾の上、下記のとおり入札します。

記

金額								
千 万	百 万	拾 万	万	千	百	拾	壱	円
								円

ただし、広告料の月額

(契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額)

件名

大幸南地区・南北ペデストリアンデッキにおける

広告掲出事業（丸柱（バナー））

- 
- (注) 1 黒インクのボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入してください。鉛筆又はシャープペンシルは使用できません。
- 2 入札金額は、アラビア数字（算用数字）を使用し、金額の頭に¥マークを記入してください。なお、円未満の端数は記入しないでください。
- 3 投入した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

# 委 任 状

私（甲）は、都合により、乙を代理人と定め、下記の権限を委任します。

## 記

令和7年12月10日公告の大幸南地区・南北ペデストリアンデッキにおける広告掲出事業（丸柱（バナー））に関する以下の権限

- 1 入札後資格確認型一般競争入札に関する権限
- 2 契約締結に関する権限
- 3 保証金に関する権限
- 4 代金の納付に関する権限
- 5 復代理人選任に関する権限
- 6 その他入札及び契約に関する一切の権限
- 7 期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

後日、この委任状を解除する場合には、双方連署のうえ届出をしない限り、その効力のないことを誓約します。

令和 年 月 日

甲（委任者）（所在地又は住所）  
(商号又は名称)  
(代表者役職名)  
(代表者氏名)

上記委任の件、承諾しました。

乙（受任者）（所在地又は住所）  
(商号又は名称)  
(役職名)  
(氏名)

（あて先）名古屋市長

委任状保管： 住宅都市局市街地整備部 市街地整備課	取扱 責任者	
---------------------------------	-----------	--

# 競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

(あて先)

名古屋市長

所在地又は住所

商号又は名称

役 職 名

氏 名

令和7年12月10日付けで公告のありました大幸南地区・南北ペデストリアンデッキにおける広告掲出事業(丸柱(バナー))に係る競争入札参加資格について確認されたく、申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと及びこの大幸南地区・南北ペデストリアンデッキにおける広告掲出事業(丸柱(バナー))に係る入札公告に定める競争入札参加資格を満たしていることを誓約します。

## 法人役員等に関する調書

商号又は名称				
所在 地				
役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別	住 所
	( )	T・S・H		
	( )	T・S・H		
	( )	T・S・H		
	( )	T・S・H		
	( )	T・S・H ・ ・		
	( )	T・S・H ・ ・		
	( )	T・S・H ・ ・		
	( )	T・S・H ・ ・		
	( )	T・S・H ・ ・		
	( )	T・S・H ・ ・		
	( )	T・S・H ・ ・		
	( )	T・S・H ・ ・		

※ 法人の役員について記載すること。

## 記載例

## 法人役員等に関する調書

商号又は名称		名古屋株式会社		
所在 地		名古屋市中区三の丸三丁目1番1号		
役職名	(フリガナ) 氏名	生年月 日	性 別	住 所
代表取締役	(ナゴヤ イチロウ) 名古屋 一郎	T・(S)・H 20・8・15	男	名古屋市中区三の丸三丁目 1番1号
取締役	(ナゴヤ ハナコ) 名古屋 花子	T・(S)・H 21・7・14	女	名古屋市中区三の丸三丁目 1番1号
取締役	(アイチ ジロウ) 愛知 次郎	T・(S)・H 30・6・13	男	名古屋市中区丸の内二丁目 1番36号
監査役	(コウシャ サブロウ) 公社 三郎	T・(S)・H 40・5・12	男	名古屋市中区二の丸二丁目 2番2号
	( )	T・S・H . .		
	( )	T・S・H . .		
	( )	T・S・H . .		
	( )	T・S・H . .		
	( )	T・S・H . .		
	( )	T・S・H . .		
	( )	T・S・H . .		

↑  
代表役員については、法人登記簿に記載の代表者住所を記載し、その他の役員については、現住所を記載する。

※ 法人の役員について記載すること。

# 事業計画書

## 1 掲出場所

※ 該当する掲出場所を記載してください。

## 2 仕様

※ 仕様について記載してください。

## 3 管理体制・スケジュール

※ 管理業務内容、管理運営体制及び緊急時の連絡先を記載してください。

広告内容の変更（付け替え）スケジュール等について、可能な範囲で記載してください。

記載例

事業計画書

1 掲出場所

大幸南地区・南北ペデストリアンデッキの丸柱(バナー)180面(両面)

2 仕様

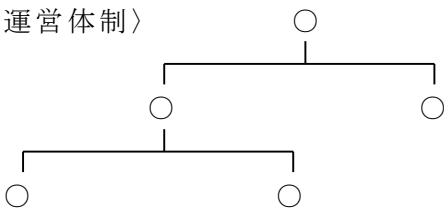
大幸南地区・南北ペデストリアンデッキの公共性、美観性及び利用者への影響に十分配慮した広告とする。

3 管理体制・スケジュール

広告の破損並びに広告に関する問い合わせ及び苦情には早期対応し、大幸南地区・南北ペデストリアンデッキの美観に十分配慮して定期的に掲出した広告の点検を行う。

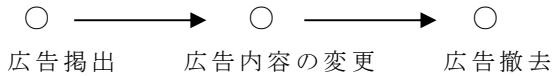
＊＊支店 ＊＊課 TEL：＊＊＊－＊＊＊＊ 担当者：＊＊、＊＊

〈管理運営体制〉



〈スケジュール〉

R 8.3 R 8.5 R 9.2 下旬



第3号様式（第35条第1項関係）

普通財産借受申込書（新規・更新）

年 月 日

（宛先）名古屋市長

（申込者）

住 所

フリガナ  
氏 名

生年月日

年 月 日

（法人の場合は所在地、名称並びに代表者の氏名及び生年月日）

裏面記載の事項を誓約し、次のとおり普通財産の借受けを申し込みます。

普通財産の名称又は種類						
所 在 地						
使 用 面 積 又 は 数 量						
使 用 目 的 及 び 用 途						
借 受 期 間	年 月 日 から			年 月 日 まで		
その他の参考となる事項 (使用の方法など)						

注 貸付けにより暴力団を利することとなると認めるときは、契約を締結せず、又は既に締結した契約を解除します。なお、その判断をするに当たっては、暴力団員であるかどうか等について、愛知県警察本部長の意見を聴くことがあります。

- 備考 1 裏面には、暴力団員等でない旨の誓約事項を記載する。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 3 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

誓 約 事 項

申込みにあたり、次の事項を誓約します。

1 次の各号のいずれかに該当する者ではありません。

- (1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）がいる者
  - (2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している者
  - (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている者
  - (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを利用するなどしている者
  - (7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった者
- 2 前項の誓約内容が、警察への照会等により事実と相違することが判明したときは、当該事項に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。